

行財政改革実施計画・行動計画票

No.	22	実施済み	[平成 20 年 2 月 22 日 提出]					
基本方針	1 財政の健全化				担当課名	水道課		
重点項目	2 歳出削減に向けた主要な取り組み (6)他会計繰出金の抑制 ア 簡易水道							
取組項目	22 均一な料金体制の確立							
経過・現状 (H17.4.1現在)	・合併協定では、8年間の調整期間を設け、旧5町最低水準での料金統一化する計画。 ・新町の厳しい財政状況の中、一般会計から膨大な基準外の繰出金を余儀なくしている。 ・平成17年度からの料金調整計画の据え置き。							
推 進 スケジュール	H17	H18	H19	H20	H21	目標年次	平成 18 年度	
	検討	実施	-	-	-			
実績評価	A	A	-	-	-	達成年次	平成 18 年度	
	計画どおり	計画どおり	-	-	-			
行動概要	目標	原価を回収できる適正な水道料金の設定						
	期待される効果	・原価主義を踏まえた統一料金の施行 ・料金の格差解消と受益者負担の適正化 ・独立採算性を原則とした簡易水道事業経営						
	必要性 問題点	・格差解消と原価を回収できる水道料金体系への統一 ・高料金化する地区の激変緩和措置としての調整期間の設定 ・水道事業全般の見直しによる事業費縮減に向けた取り組み						
	対象	町民及び事業者等						
	手段	年度	実施内容・予定時期				効果額合計(351,800 千円)	
		17年度 (実績)	・料金の据え置き ・水道料金の取扱いについて、地域審議会や地区懇談会等で説明 ・水道料金審議会の設置(諮問H17.12.8、答申H18.3.23) ・町議会へ審議会答申概要の説明 ・繰出基準外繰入金 平成16年度;116,926千円 平成17年度;139,736千円				目標 数値	水道料金収納額(現年度) H16年度実績;423,150千円 H17年度実績;415,653千円
	18年度 (実績)	・給水条例改正案を6月定例議会上程 (激変緩和措置で4年間の調整期間を設ける) ・議会の可決後、3ヶ月程度の住民周知期間 ・9月検針分(10月請求分)から新水道料金 ・給水条例改正案を3月定例議会上程(隔月検針の導入) ・水道料金収入の減傾向(改定前前年度比毎月約180万円減) ・人口の減、経済活動の停滞、節水インセンティブによる水需要の減少傾向継続 ・平成18年度繰出基準外繰入金;96,796千円 ・経営健全化計画の策定				目標 数値	料金改定による増収額 計画;443,696千円(対H16年度; 20,546千円増)見込み H18年度実績;429,189千円	
	19年度	・4月検針分(5月請求分)から新水道料金(上五島、有川区域のみ) ・経費縮減に向けた取り組み ・毎月検針、毎月徴収から隔月検針、毎月徴収への移行実施 ・業務の民間委託拡大による職員減(人件費縮減) ・経営健全化計画のローリング				目標 数値	料金改定による増収額 計画;493,268千円(対H16年度; 70,118千円増)見込み	
	20年度	・4月検針分(5月請求分)から新水道料金(上五島・有川区域のみ)				目標 数値	料金改定による増収額 計画;519,407千円(対H16年度; 96,257千円増)見込み	
	21年度	・4月検針分(5月請求分)から新水道料金(有川区域のみ、町内全区域で統一水道料金) ・水道料金審議会の開催(水道事業経営の審議)				目標 数値	料金改定による増収額 計画;526,648千円(対H16年度; 103,498千円増)見込み	
効果					効果	歳入(95,000 千円) 歳出(24,000 千円)		
関係例規等	名称	新上五島町簡易水道事業給水条例				改正時期	平成18年9月	